

介護保険法に基づく「第九次郡山市介護保険事業計画」の策定に伴い、令和6年度から令和8年度までの介護保険料率を定めるため、介護保険条例の改正を行う。

### 1 介護給付費の見込み

(単位:千円)

区 分	第八次計画				第九次計画			
	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度見込み (令和5年度)	合 計	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	合 計
居宅サービス費	9,761,030	9,990,325	10,361,458	30,112,813	10,875,994	11,130,773	11,382,430	33,389,197
施設サービス費	6,303,282	6,567,477	6,759,714	19,630,473	7,226,555	7,461,666	7,931,367	22,619,588
地域密着型サービス費	5,533,665	5,552,569	5,726,152	16,812,386	6,151,365	6,394,684	6,656,279	19,202,328
介護給付費計(予防給付費含む)	21,597,977	22,110,371	22,847,324	66,555,672	24,253,914	24,987,123	25,970,076	75,211,113
高額介護サービス費	497,802	519,761	534,833	1,552,396	548,866	559,843	571,040	1,679,749
高額医療合算介護サービス費	55,798	59,291	74,401	189,490	79,916	81,515	83,145	244,576
特定入所者介護サービス費	684,403	629,528	640,592	1,954,523	648,316	661,283	674,560	1,984,159
審査支払手数料	23,209	23,834	24,497	71,540	24,738	25,094	25,265	75,097
保険給付費計	22,859,189	23,342,785	24,121,647	70,323,621	25,555,750	26,314,858	27,324,086	79,194,694
地域支援事業費	1,404,570	1,391,049	1,550,230	4,345,849	1,573,067	1,595,453	1,600,825	4,769,345
合 計	24,263,759	24,733,834	25,671,877	74,669,470	27,128,817	27,910,311	28,924,911	83,964,039
3か年合計	第八次合計	74,669,470			第九次合計	83,964,039		

### 3 所得段階・標準割合

- (1) 介護保険の第1号被保険者の介護保険料所得段階を、現在の10段階から13段階に改める。
- (2) 令和6年度から令和8年度までの介護保険料率を定める。

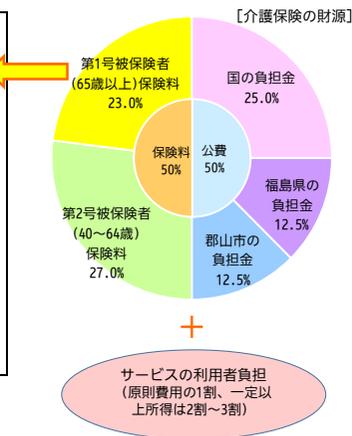
【第九次計画における所得段階別保険料額】

所得段階	第八次計画		第九次計画(2024(令和6)~2026(令和8)年度)							
	負担割合	年間保険料額	負担割合	年間保険料額	対前期差額	対前期比	月額	本人市民税	世帯員市民税	本人の前年合計所得金額等
第1	×0.3	20,070円	×0.285	21,550円	1,480円	7.4%	1,796円	非課税		80万円以下
第2	×0.5	33,440円	×0.485	36,670円	3,230円	9.7%	3,056円			80万円超、120万円以下
第3	×0.7	46,810円	×0.685	51,790円	4,980円	10.6%	4,316円			120万円超
第4	×0.85	56,840円	×0.85	64,260円	7,420円	13.1%	5,355円	課税		80万円以下 ※市独自軽減 0.9→0.85 (R3年度~)
第5(基準額)	×1.0	66,870円	×1.0	75,600円	8,730円	13.1%	6,300円			80万円超
第6	×1.2	80,250円	×1.2	90,720円	10,470円	13.0%	7,560円			120万円未満
第7	×1.3	86,940円	×1.3	98,280円	11,340円	13.0%	8,190円			120万円以上、210万円未満
第8	×1.5	100,310円	×1.5	113,400円	13,090円	13.0%	9,450円			210万円以上、320万円未満
第9	×1.7	113,680円	×1.7	128,520円	14,840円	13.1%	10,710円			320万円以上、420万円未満 ※R3~R5年度: 320万円以上、440万円
第10	×1.9	127,060円	×1.9	143,640円	16,580円	13.0%	11,970円			420万円以上、520万円未満 ※R3~R5年度: 440万円以上
第11	×2.1		×2.1	158,760円	31,700円	24.9%	13,230円			520万円以上、620万円未満
第12	×2.3		×2.3	173,880円	46,820円	36.8%	14,490円			620万円以上、720万円未満
第13	×2.4		×2.4	181,440円	54,380円	42.8%	15,120円			720万円以上

### 2 介護保険料の算定

第1号被保険者の保険料の算定については、第九次計画期間の介護給付費見込額をもとに下記のとおり算定する。(介護保険法第129条、介護保険法施行令第38条)

介護保険事業見込額(2024~2026年度)	83,964,039千円
× 第1号被保険者で賄う保険料の負担割合(法令値)	23%
× 後期高齢者補正係数(全国平均に対する補正割合)	1.0912
× 所得補正係数(全国平均に対する補正割合)	1.0096
+ 財政安定化基金拠出金(第九次計画における保険者負担なし)	0円
- 郡山市介護給付費準備基金取崩額	932,500千円
- 保険者機能強化推進交付金等見込額	180,000千円
÷ 予定保険料収納率(2024~2026年度の平均)	99%
÷ 所得段階補正後第1号被保険者数(2024~2026年度合計)	269,370人



≒ 基準額(年額)	75,600円(前期比8,730円)
月額換算額	6,300円(前期比727円)

【標準乗率と軽減後の乗率】

所得段階別保険料(円)	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階	第6段階	第7段階	第8段階	第9段階	第10段階	第11段階	第12段階	第13段階
標準乗率	34,400	51,790	52,170	68,040	75,600	90,720	98,280	113,400	128,520	143,640	158,760	173,880	181,440
軽減後	21,550	36,670	51,790	64,260	75,600	90,720	98,280	113,400	128,520	143,640	158,760	173,880	181,440
月標準乗率	2,867	4,316	4,347	5,670	6,300	7,560	8,190	9,450	10,710	11,970	13,230	14,490	15,120
軽減後	1,796	3,056	4,316	5,355	6,300	7,560	8,190	9,450	10,710	11,970	13,230	14,490	15,120

◎第八次の標準乗率及び公費軽減後の乗率 第1段階…標準 0.5、軽減後 0.3 第2段階…標準 0.75、軽減後 0.5 第3段階…標準 0.75、軽減後 0.7  
※第4段階は第八次から継続して市独自軽減(標準0.9、軽減後0.85)

○施行期日：令和6年4月1日(規定の整備部分については公布の日)